

パブリックコメント及び各府省意見照会等を踏まえた修正（事業報告ガイドライン）

1. パブリックコメント及び各府省意見照会等の実施期間及び結果概要

- 平成 30 年 6 月 27 日から平成 30 年 7 月 20 日まで実施した。
- パブリックコメントが 1 件、各府省意見照会等が 29 件あり、意見等の概要と詳細な内訳は以下のとおり。

2. パブリックコメント及び各府省意見照会等を踏まえた修正

No.	資料・該当箇所	意見等	修正内容
1	【資料 4】 P 25 BC3. 11	監事の監査を受けなければならない旨の追記が必要ではないか。	ご意見を踏まえて、以下のように修正します。 独立行政法人が事業報告書を作成するに当たっては、業務実績等報告書と事業報告書について、主務大臣への提供時期の取扱いが共通している一方で、 事業報告書は、監事の監査を受けるとともに、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が会計監査人の監査を受けなければならないこと や、独立行政法人によっては業務実績等報告書と事業報告書の作成部署が異なる場合があることにも留意が必要となる。

3. 「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」（案）に関する意見等及びそれに対する考え方

No.	資料・該当箇所	意見等	考え方
1	【全般】	事業報告書の記載内容については、項目が省令で定められているのが通例であるところ、今回お示しいただいている記載項目と省令の項目が必ずしも一致していない箇所がある。その際は、ガイドラインを遵守しつつも、	今回の事業報告書の作成・公表に向けて、主務省令の改正を要するものと認識しています。 このため、今後、総務省が改正に向けた主務省令ひな型をお示しすることとなります。

No.	資料・該当箇所	意見等	考え方
		各省令で記載を求められている事項も追加で記載するというのでよいか。	
2	【全般】	今回の事業報告に関するガイドラインの作成に合わせて、主務省令も改正されると理解して良いか。	今回の事業報告書の作成・公表に向けて、主務省令の改正を要するものと認識しています。 このため、今後、総務省が改正に向けた主務省令ひな型をお示しすることとなります。
3	【全般】	リーダーシップという言葉は、行政機関（独立行政機関を含む。）には収まりが悪いものと感じられる。 結局、長としての責任を持って必要な施策を行う、というのが意識として適切なものではないか。	独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）では、独立行政法人改革等の基本的な方向性が以下のように示されており、これらの考え方も踏まえて今回の検討を進めました。 ○ 今回の改革の目的は、独立行政法人制度を導入した本来の趣旨に則り、大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るとともに、官民の役割分担の明確化、民間能力の活用などにより官の肥大化防止・スリム化を図ることである。 このため、 ・組織・運営における自主性・自律性やインセンティブを最大限機能させ、国民に対する法令遵守を的確に果たさせる ・制度本来の趣旨から逸脱した一律・硬直的な運用は見直し、多種多様な各法人の特性を踏まえた制度・運用とする ・数合わせのための組織いじりではなく、真に政策実施機能の強化に資する統廃合のみを実施するとともに、きめ細やかに事務・事業を見直す

No.	資料・該当箇所	意見等	考え方
			<ul style="list-style-type: none"> 各法人の業務類型（金融、公共事業執行等）の特性を踏まえたガバナンスを整備する <p>との観点から、運用を含めた制度及び組織の見直しについて、講ずべき措置を取りまとめた。</p>
4	【全般】	<p>当機構では、「業務実績等報告書」と「事業報告書」をとりまとめ一つの報告書（「業務実績等報告書」）に集約しているが、ガイドライン策定後は、別々に二つの報告書を作成する必要があるのか、従来どおり一つの報告書に集約していいのか。</p>	<p>事業報告書と業務実績等報告書は作成の根拠となる通則法上の条文が異なっております。</p> <p>標準的な様式(案)や独立行政法人の事業報告に関するガイドライン(案)等を踏まえて、今後、作成される事業報告書については、以下の事業報告書の目的を踏まえること等によっても、事業報告書と業務実績等報告書を一つの報告書として集約して作成して良いのか、貴法人において判断することとなります。</p> <p>この場合、「全体像を簡潔に説明」しているか、特にご留意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人が、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民その他の利害関係者に対して、どのように法人の政策実施機能を発揮したのか、また発揮するのか、全体像を簡潔に説明すること 独立行政法人の業務運営の状況を報告することで、国民その他の利害関係者が独立行政法人の業務運営上の課題・リスクを把握するなど、独立行政法人の持続的な業務運営や業務改善等の判断に役立てること
5	【資料4】 P iii	<p>「適用時期」について、事業報告書や会計基準の改訂にあたっては、解釈の変更などと異なり、書式の大幅な変更を伴うことから継続性の観点により次の中長期期間の</p>	<p>独立行政法人の事業報告に関するガイドライン（案）と独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解（案）は、平成30年1月に全ての独立行政法人を対象として実施したアンケートの結果も踏まえ、平成31</p>

No.	資料・該当箇所	意見等	考え方
		初年度から適用がよいように思われます。	<p>事業年度からの適用としました。</p> <p>これまでの事業報告書は、財務情報を多く含むものとして作成していたところですが、今後、非財務情報と財務情報とのバランスやそれらの繋がりをより踏まえた報告書へと変わることとなります。</p> <p>なお、独立行政法人は、事業報告書で提供される情報に関連して、既に多くの情報を作成・公表しているため、基本的には、これらの情報を活用して今回の事業報告書で提供される多くの情報を作成できると想定しています。</p>
6	【資料4】P5 1.7	現状、承認対象でない事業報告書について、承認対象とすべきではないか。	<p>御意見のとおり、現行の通則法上、事業報告書は主務大臣の承認対象ではありません。独立行政法人の事業報告に関するガイドライン（案）は、現行の通則法を前提として作成しています。これまでの取扱いを変えるものではありません。</p> <p>また、独立行政法人の事業報告に関するガイドライン（案）は、事業報告書の範囲について、「事業報告書には、財務情報のみならず、非財務情報も含める必要があり、また過去・現在・将来の時点を踏まえた情報が含まれる。この場合、事業報告書には、事業報告書の基本的な情報である財務諸表のみならず、財務諸表に由来する情報、財務諸表をより有用にする情報が含まれる。」と記載しています。</p> <p>なお、独立行政法人の事業報告に関するガイドライン（案）における事業報告書の目的や作成の目安となる考え方も参照ください。</p>
7	【資料4】P5 ～6 1.9、1.11	「事業報告書に関連する報告書との関係」の記載において、1.9、1.11項には、「(関連する報告書) において詳細情報が提供され、事業報告書において概要情報が提供	<p>事業報告書に関連する報告書等に含まれる情報の一部が事業報告書にも記載されることについては、独立行政法人の事業報告に関するガイドライン（案）における以下の事業報告書の目的や作成の目安となる考え方</p>

No.	資料・該当箇所	意見等	考え方
		<p>されるものとする」とされており、関連する報告書で、本来事業報告書に記載すべき事項は網羅されているということが記載されている。事業報告書として、これらの情報を重複して掲載する意義を明らかにすべき。</p>	<p>等を参照ください。</p> <p>○事業報告書の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人が、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民その他の利害関係者に対して、どのように法人の政策実施機能を発揮したのか、また発揮するのか、全体像を簡潔に説明すること ・独立行政法人の業務運営の状況を報告することで、国民その他の利害関係者が独立行政法人の業務運営上の課題・リスクを把握するなど、独立行政法人の持続的な業務運営や業務改善等の判断に役立てること <p>○事業報告書の作成の目安となる考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的適合性 ・情報の結合性 ・重要性 ・簡潔・明瞭性 ・忠実な表現 ・比較可能性 <p>○事業報告書に含まれる情報の制約条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・便益と作成コストとの対比 ・作成の目安となる考え方の間のバランス <p>また、独立行政法人の事業報告に関するガイドライン（案）1.8 では、「本ガイドラインでは、主として財務情報を提供する財務諸表及び決算</p>

No.	資料・該当箇所	意見等	考え方
			<p>報告書では、このような財務報告の範囲を網羅できないことから、一般目的財務報告である事業報告書により、財務報告の範囲を網羅した情報を提供することとした。」と記載しています。</p> <p>なお、例えば、これまでの事業報告書に業務実績報告書で提供するような詳細な情報を添付していた場合であって、今後の事業報告書の目的等に照らして不要と判断される情報が存在する場合には、当該情報を削除することとなりますので、これまでよりも事業報告書で提供される情報が減少することとなります。</p>
8	【資料4】P6 1.10	業務実績等報告書と事業報告書は提出時期の取扱いは共通（6月末）しているが、公表時期が異なる（提出時点と財務諸表承認時点）ことについての見解如何。	<p>独立行政法人の事業報告に関するガイドライン（案）では、事業報告書のウェブサイトでの掲載について言及していますが、いつ掲載すべきかについては言及していません。</p> <p>ただし、事業報告書の目的等を踏まえれば、新たな事業報告書が国民その他の利害関係者に広く認識されることが有用なため、財務諸表の承認を受けたときは、遅滞なく（又は速やかに）掲載することが望ましいと考えるため、今後、総務省からの通知等によって、ウェブサイト上の取扱いについて言及することを考えています。</p>
9	【資料4】P7 1.15 ほか	<p>当法人では、財投機関債を発行していることから、債券発行内容説明書などを作成しており、これは7ページの「任意で作成される報告書等」に該当すると理解している。</p> <p>債券内容説明書は正に「利害関係者」に向けた資料であることから、重複する「事業報告書」の記載内容を簡素化できる取扱について検討頂きたい。</p>	<p>事業報告書は通則法第38条第2項に基づき作成されるものであり、法人の任意で作成される報告書等を作成しているからといって、その取扱いを決める性質にありません。</p> <p>なお、独立行政法人の事業報告に関するガイドライン（案）における事業報告書の目的や作成の目安となる考え方も参照ください。</p>

No.	資料・該当箇所	意見等	考え方
10	【資料4】 P14 2.4	事業報告書の範囲として「過去・現在・将来の時点を踏まえた情報が含まれる」とは、過去・将来を範囲とするというのはどの部分にかかるのでしょうか。	事業報告書は対象となる事業年度に係るものを作成します。 当該事業年度に含まれる情報には、その年度から見た過去・現在・将来情報が含まれることとなります。 例えば、事業報告書には公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に資する情報に関連して、業務運営上の課題・リスクを記載しますが、当該リスク情報には将来のある時点で顕在化する可能性がある情報を含むため、将来の時点を踏まえた情報となります。
11	【資料4】 P22 3.14	「既に多くの情報を作成・公表しているため」とあるが、具体的な事例をご教示いただきたい。	独立行政法人の事業報告に関するガイドライン（案）における「事業報告書に関連する報告書等」を参照ください。
12	【資料4】 P25 BC3.9	「提供される情報の内容との整合性や作成時期、公表期間等に留意」とあるが、具体的にどのように対応すべきか。	新たな事業報告書が「全体像を簡潔」に説明すること等を踏まえ、相互参照を付す場合の留意点に言及しています。 例えば、標準的な記載例では、業務の成果と使用した資源との対比に関する記載上の留意事項として、「詳細については、業務実績等報告書を参照すべき旨」記載するとお示ししています。 また、参考資料として独立行政法人環境再生保全機構の平成28事業年度事業報告等を基に作成した事業報告書（共同ワーキング・チーム検討用）もお示ししているところですので、そちらも確認ください。
13	【資料4】 P25 BC3.11	「独立行政法人によっては業務実績等報告書と事業報告書の作成部署が異なる場合があることにも留意が必要」とあるが、何を留意すべきなのか、また、ガイドラインとして、作成部署は一致しているべきと考えるのか、ご教示いただきたい。	BC3.11は情報の結合性（プラットフォーム）に関する結論の背景部分になります。 例えば、業務実績等報告書と事業報告書の作成部署が異なる場合には、BC3.10に記載しているような関連部署等とのより一層のコミュニケーションの活性化等に留意する必要があります。 また、独立行政法人の事業報告に関するガイドライン（案）では、事業

No.	資料・該当箇所	意見等	考え方
			<p>報告書の作成により期待される効果について、以下の記載をしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人において、複数の関連部署等とのコミュニケーションがなされ、また事業報告書で提供される情報の管理体制が整備される必要があることから、独立行政法人の適切なガバナンスの構築に貢献すること <p>なお、どのような報告書等の作成体制を整備すべきかについては、本ガイドラインで定める性質にはありません。</p>
14	【資料4】 P27 BC3. 19	<p>業務実績等報告書に関する情報を事業報告書に記載することにより、会計監査人の監査を受けなければならない状況となった際に、業務実績等報告書の作業に支障を来すことが危惧される。</p>	<p>会計監査人は、事業報告書のうち「会計に関する部分」を監査します。今回の事業報告書等を踏まえて、今後、独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂の要否に関する検討をする予定です。</p>
15	【資料4】 P30 BC3. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の結合性（ストーリー性）と簡潔・明瞭性とのバランスを踏まえること ・簡潔・明瞭性と忠実な表現とのバランスを踏まえること <p>両者は相反する事象であることからバランスを踏まえることの重要性は理解するが、具体的にどうすべきかご教示いただきたい。</p>	<p>それぞれの作成の目安となる考え方に関する結論の背景に関する記載を参照ください。</p> <p>その上で、それらのバランスを踏まえることとなりますが、具体的にどうすべきかについては、事業報告書の目的の達成等を考慮しつつ、判断いただくこととなります。</p>
16	【資料4】 P32 4.4 ほか	<p>中期目標管理法の長の任期は、独法通則法第21条により中期目標期間の末日までとされているが、今回標準的な様式として記載すべき項目とされている「法人の長によるメッセージ」や「法人の長の理念や運営上の方針・</p>	<p>例えば、中期目標期間の最終年度に係る事業報告書に「法人の長によるメッセージ」及び「法人の長の理念や運営上の方針・戦略等」を記載する場合には、以下のような取扱いが考えられます。</p> <p>○法人の長によるメッセージ</p>

No.	資料・該当箇所	意見等	考え方
		戦略等」について、中期目標期間の最終年度の「事業報告書」には新・旧いずれの法人の長のメッセージや理念を記載すれば良いのか。	<p>新たな法人の長によるメッセージを記載するとともに、以前の法人の長の理念や運営上の方針・戦略等との相違点を記載する方法</p> <p>○法人の長の理念や運営上の方針・戦略等</p> <p>主務大臣が定めた中期目標の下、法人の長の理念や運営上の方針・戦略等を踏まえ、どのような中期計画及び年度計画に基づき独立行政法人の業務運営がなされたのかといった情報の結合性（ストーリー性）等の観点から、以前の法人の長の理念や運営上の方針・戦略等を記載する方法（この場合、以前の法人の長の理念や運営上の方針・戦略等であることを明示する方法）</p> <p>なお、当該最終年度中に在任していた法人の長の理念や運営上の方針・戦略等については、当該最終年度中に記載すべき情報を準備することが可能なことが多いものと想定されるため、事業報告書の作成に当たり、ある程度、前倒しでの作業を考慮すべきこととなります。</p>
17	【資料4】 P32 4.4	「業務の成果と使用した資源との対比」（資料5、資料6及び資料7のこれに関連する記述）は、削除すべき。	<p>独立行政法人の特性や事業報告書の目的、情報の結合性（ストーリー性）等を踏まえると、業務の成果と使用した資源との対比に関する情報を事業報告書に記載する必要があります。</p> <p>また、独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針（平成29年9月1日）の整理等も踏まえると、事業報告書には業務実績等報告書における当事業年度の項目別評定を総括した情報を記載することとなります。</p>
18	【資料4】 P34 4.9	「主務大臣や独立行政法人評価制度委員会等の法人外部の評価・意見等も踏まえて事業報告書を見直すこと」とあるが、どのような場面を想定しているのか。	ご質問の規定部分については、「事業報告書で提供される情報の見直し」に関する記載となっております。

No.	資料・該当箇所	意見等	考え方
19	【資料4】 P44 5.9	5.9 事業報告書の公表 事業報告書の掲載場所が全法人で同一となるよう指定していただきたい。	法人ごとに、独自のウェブサイトの表示形式・内容等を有することから、事業報告書の掲載場所を全法人で同一となるよう指定出来ないものと考えています。 ただし、事業報告書の目的や情報の結合性（プラットフォーム）等に照らせば、法人ごとのウェブサイトにおいて、国民その他の利害関係者が見つけやすい場所に事業報告書を掲載することは有用なものと整理しています。
20	【資料5】 P 1	4 中期目標、6 中期計画及び年度計画の概要は削除し、掲載場所を URL で示す。	事業報告書の目的等に照らせば、中期目標、中期計画及び年度計画の概要は記載しておく必要があります。 また、当該概要情報は、事業報告書の作成の目安となる考え方を踏まえて記載する必要があることから、例えば中期目標の概要として、主務大臣が定めた中期目標について、どのような目的及び必要性の下で設定されたものかの簡潔な説明等を記載することとなり、中期計画及び年度計画の概要として、中期目標を達成するための中期計画に関する重要度等を踏まえた簡潔な説明、優先度を踏まえた年度計画の簡潔な説明等を記載することとなります。 ただし、事業報告書の作成にあたっては便益と作成コストとの対比及び作成の目安となる考え方とのバランスを踏まえた記載とすることができます。
21	【資料5】 P 1 ほか	「4. 中期目標」事業報告の記載事項として中期目標について「主務大臣が定めた中期目標について、どのような国の政策実施上の目的及び必要性の下で設定されたものかなどを簡潔に記載」するのは独立行政法人でしよ	例えば、独立行政法人の目標の策定に関する指針「Ⅱ 中期目標管理法人の目標について 4」では、通則法第 29 条第 2 項第 2 号「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」における目標の立て方について、「国民に対して提供するサービスその他の業務につい

No.	資料・該当箇所	意見等	考え方
		うか。	て達成すべき目標を具体的に記載する。特に、国民に対し、「どのような目的及び必要性の下、何に基づき (①)」、「いつまでに (②)」、「何について、どのような水準を実現するのか (③)」等について、次の事項に基づき、分かりやすく示さなければならない。」と記載されています。事業報告書に記載する中期目標の概要情報については、主務大臣が定めた中期目標について、法人が簡潔に記載することとなります。
22	【資料5】P1	7(6)「自己収入」の定義とは何か。	今回の「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン(案)」の公表に当たっても、これまでの「自己収入」の取扱いを変更していません。事業報告書に自己収入に関する説明を記載する場合には、これまでの整理等を踏まえることとなります。
23	【資料5】P2 ほか	新様式「10.(2)当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況」において記載される評定は、前々年度の主務大臣評定という理解でよいか。	例えば、当中期目標期間が平成29年4月～平成34年3月である場合、平成31事業年度に係る事業報告書においては、平成29事業年度及び平成30事業年度に係る主務大臣による総合評定の状況を記載します。
24	【資料5】P2	15(8)「予算」「収支計画」「資金計画」の定義を明確にしていきたい。	今回の「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン(案)」の公表に当たっても、これまでの年度計画上の予算、収支計画及び資金計画の取扱いを変更していません。事業報告書に年度計画上の予算、収支計画又は資金計画に関する説明を記載する場合には、これまでの整理等を踏まえることとなります。なお、「独立行政法人の中期計画、中長期計画及び事業計画に係る予算等について」(平成12年4月中央省庁等改革推進本部事務局。平成27年3月総務省行政管理局修正)も参照ください。
25	【資料7】P7	10で評価項目ごとに評定を記載する様式となっているが、項目毎の評定総括表は掲載せず、「業務実績等報告	事業報告書の目的や情報の結合性(ストーリー性)等を踏まえると、業務の成果と使用した資源との対比に関する情報を事業報告書に記載する

No.	資料・該当箇所	意見等	考え方
		書をご覧ください」とすることで足りるのではないか。	必要があります。 また、独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針（平成 29 年 9 月 1 日）の整理等も踏まえると、事業報告書には業務実績等報告書における当事業年度の項目別評定を総括した情報を記載することとなります。
26	【資料 7】 P 7	後に評定が変わりうる自己評価を事業報告書に記載する意義は薄いのではないか。	独立行政法人の評価に関する指針では、自己評価を 6 月末までに提出し、速やかに公表することとなっています。 後に評定が変わりうるとしても、当該情報が有用であることには変わらないものと考えています。 なお、通則法第 38 条第 2 項に基づく事業報告書は、当該事業年度の終了後 3 ヶ月以内に主務大臣に提出するため、基本的に当該期限経過後に入手できる情報は含まれないものと認識しています。
27	【資料 8】 P 2	項目 11 に「収支計画」又は「資金計画」と記載されているが、どちらか片方で良いということか。	標準的な様式（案）は、独立行政法人が最低限記載すべき情報を定めることから、独立行政法人に共通して提供すべき情報を定めるものとも位置付けられます。 このため、「予算と決算との対比」に記載する情報としてお示しした「要約した決算報告書」は全ての法人で記載されることとなります。 なお、決算報告書における区分は、年度計画に記載されている予算に従います。 以上を踏まえると、事業報告書の作成に当たっては、年度計画における「予算」を踏まえた情報が全ての法人で記載されることとなり、さらに、独立行政法人の実態を踏まえて必要と判断した場合には、年度計画における「収支計画」や「資金計画」も追加して記載することができます。
28	【参考資料】 P	「評価比率」の定義・算出方法如何。	法人が業務の実績の評価にあたり、評価比率やウエイト付けを活用して

No.	資料・該当箇所	意見等	考え方
	7～9, 23, 24		<p>いる場合には、これらを活用しても良いことを示しました。</p> <p>なお、独立行政法人の評価に関する指針「Ⅰ 本指針について 1」では、「主務大臣は本指針に基づいた評価を実施するため、評価の基準を個別具体的に作成し、それに基づいて評価を実施するものとする。」と記載されています。</p> <p>また、同指針「Ⅱ 中期目標管理法人の評価に関する事項 7 (1) ②総合評定」では、「なぜその評定に至ったのかについての過程が明らかになるよう、項目別評定に基づき総合評定を付すまでの過程を、各府省の作成する評価の基準等の中であらかじめ明らかにするものとする。」と記載されています。</p> <p>独立行政法人が最低限記載すべき事項については、標準的な様式及びその記載例の該当箇所に係る記載を参照ください。</p>
29	【参考資料】 P 7～9, 23, 24	「評価比率」の記載は必須になるのか。	<p>評価比率の記載は必須ではありません。</p> <p>独立行政法人が最低限記載すべき事項については標準的な様式及びその記載例を参照ください。</p>

以上